

## 1 業務名

もりおか街なかイルミネーション事業企画・運營業務委託

## 2 事業目的

盛岡市の地域経済活性化につなげるため、中心市街地において市民、各事業者、各団体などと連携・協力し、街なかに明かりを灯すイルミネーションの設置及び関連イベントを開催する「もりおか街なかイルミネーション事業（以下、「本事業」という。）を実施することにより、冬季の誘客促進を図る。また、盛岡市の冬季イベントとしての定着を図り、更なる誘客効果をもたらすことを目的とする。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

## 4 委託業務内容

### (1) イルミネーション及びイベントブースデザインの作成

各会場のイルミネーションのデザイン案、イベントブースを設置する場合はその設置案を提案すること。受注者決定後、受注者はデザイン図及び設計書（平面図、求積図等）を作成し、提出すること。

### (2) イルミネーションの設置

発注者が所有するイルミネーション等を活用し、設計書に基づきイルミネーションを設置すること。（イルミネーションの設置に必要な仮設電気の引き込みを含む。）

イルミネーション設置については、もりおか歴史文化会館前をメイン会場とするほか、次の6商店街と協議の上、受注者の創意工夫を取り入れるものとする。ただし、商店街の管理者から、イルミネーションの設置をしないことについて同意を得た場合はこの限りではない。

ア 材木町商店街【盛岡市材木町商店街振興組合】

イ 盛岡駅前商店街【盛岡駅前通商店街振興組合】

ウ 盛岡駅前東口（木伏緑地）【盛岡駅前東口振興会】

エ 肴町商店街【盛岡市肴町商店街振興組合】

オ 盛岡大通商店街【盛岡大通商店街協同組合】

カ 八幡通り【もりおか八幡界限まちづくりの会】

### (3) 点灯期間及び点灯時間

原則、令和6年11月上旬の金曜日から令和7年2月中旬までの、午後5時から午後10時までとする。ただし、商店街の意向により、商店街等が電気料を負担して、時間を変更する場合はこの限りではない。

- (4) 施工期間  
令和6年10月末までに設置及び試験点灯を終えること。
- (5) 維持管理  
点灯期間中におけるイルミネーション設備の維持管理を行うこと。
- (6) 撤去、収納  
点灯期間終了後、イルミネーションを撤去し、会場の現状復帰を行うこと。また、その保管場所や保管方法については発注者と協議の上、運搬・収納を行うこと。
- (7) 広報・宣伝活動  
次のとおり広報・宣伝活動を行うこと。
  - ア 原則、本事業の愛称「もりおかイルミネーションブライト」及び公式ロゴを積極的かつ効果的に活用することとするが、相乗効果を見込める別称を提案できる場合にはこの限りではない。
  - イ SNS（Instagram、TikTok、X等）やWebサイト等を活用し、誘客促進のイベント等との相乗効果を図ること。
  - ウ 令和5年度までで構築が完了している既存のWebサイトを使用する場合、各機能については、原則として引き続き活用すること。
- (8) 誘客促進策の独自提案  
契約上限額は、概ねイルミネーションの設置・撤去に掛かる費用となる見込みであることから、受注者は、広告収入や協賛等の徴収に努め、上記の業務に加え、事業目的に資する独自の取組を実施すること。  
なお、提案時は、当該取組による目標数値及び目指す効果、その測定方法も併せて提示すること。
- (9) 民間企業等との連携  
当事業を通じた冬季誘客の機運を高めるため、イルミネーション設置エリア内や隣接エリア内の企業や商店街組織、民間団体等に対し、当事業と連動してイルミネーションの設置・点灯を行うよう働き掛けを行うこと。

## 5 委託業務実施に係る要件

- (1) イルミネーションブースデザインに関する要件等
  - ア テーマ・コンセプトを明確にし、設置場所の特徴を取り入れた独自のデザインとすること。
  - イ ターゲットを明確化し、SNS等での拡散につながるようなデザインとすること。
  - ウ デザイン作成に当たっては、著作権等に配慮すること。
  - エ 実施場所及び施工対象について、必ず現地を視察し、市内周辺景観や環境を把握した上で、空間全体の統一感を意識すること。
- (2) 使用するイルミネーション機器等に関する要件等
  - ア 発注者発注者が所有するLED電球等を活用し、装飾を行うこと。
  - イ 前項に掲げる物品以外で、イルミネーション事業の実施に必要と考えられる機器等は、受注者の負担において準備、手配すること。
- (3) イルミネーションの設置・撤去に関する要件等

- ア 装飾や配線等は、歩行者や通行車両、案内看板、交通標識等の妨げにならないよう十分に配慮すること。
  - イ イルミネーション消灯時においても通行等の妨げとならないこと。
  - ウ 点字ブロックの周囲30cm以内にものを設置しないこと。また、点字ブロック機能を阻害するものを設置しないこと。
  - エ 設置・撤去工事の際は警備員を配置し、歩行者等の安全確保に努めること。また、工事で生じるごみなどは回収を徹底し、会場の美化に努めること。
  - オ 歩行者等が作品に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮すること。
  - カ 樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。
  - キ 設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受注者の責任の下、十分注意して設置すること。
  - ク 原則、令和6年10月末までに設置及び試験点灯を終えるものとする。なお、発注者発注者からの指摘箇所があった場合は、即座に修正の上、再度試験点灯を実施すること。
  - ケ イルミネーションの設置においては、道路使用許可申請をはじめとする各種申請が必要な場合があるので、受注者受注者の責任において確認の上、手続きを行うこと。  
なお、申請に係る費用については、受注者の負担とする。
- (4) イルミネーションの電源に関する要件等
- ア イルミネーションエリアによっては、電源設備がないことが想定されるため、仮設電源を引き込むこと。
  - イ 仮設電源の引き込みに際し、変圧器等が必要となる場合には、受注者が用意するものとする。
  - ウ 仮設電源の引き込みに係る工事費は受注者の負担とする。
  - エ 仮設電源の契約に係る申請は受注者が行うものとする。
  - オ 電力量計等を設置し、使用料及び電気料金が分かるようにすること。
  - カ イルミネーションの点灯に係る電気代は受注者が負担するものとする。
- (5) 点灯期間中における要件等
- ア 点灯時間は、デジタルタイマーで管理すること（アナログ不可）。
  - イ 点灯期間中は原則として毎日会場内の巡回・点検をし、不点灯箇所等を発見した場合は、速やかに修復すること。また、荒天時等の装飾の危機管理・安全確保に努めること。
- (6) 除排雪に関する要件等
- イルミネーション及びイベント実施に係る設備を設置する場合は、必要に応じて受注者の責任において除排雪を行い、イルミネーションの品質を確保するとともに、イベント実施に支障がないよう対応すること。
- (7) 知的財産権の帰属に関する要件等
- ア 受注者は、業務委託期間終了時に、本事業におけるイルミネーションや広告宣伝物を含む各種デザイン等に係る知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）を、発注者に対し無償で譲り渡すものとする。
  - イ アの場合、受注者は発注者の指示に従い、知的財産権の譲渡に必要な措置をとり、知的財産権譲渡に必要な手続に協力すること。

ウ アの場合、受注者は、発注者に利用を許諾された第三者による譲渡対象の知的財産権に係る著作物の利用について、著作権人格権を行使しないものとする。また、受注者は、当該著作物の著作権が受注者以外の者であるときは、当該著作権者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(8) 再委託の制限

受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、予め発注者の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(9) その他の要件等

ア 本事業において調達する資材や電球などの財産権は、原則、発注者に帰属するものとする。

イ イルミネーション設備の施工に当たっては、発注者と十分に協議すること。

ウ 受注者は、本業務の実施に当たり適用を受ける関係法令等を遵守すること。

エ イルミネーションの設置に係る関係機関・団体との協議・調整は発注者が行うものとするが、必要に応じて資料の作成や助言を行うこと。

オ 本事業で使用する全ての設備・装置について、想定される事故や災害に備えて保険に加入すること。また、設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて保険に加入すること。なお、保険の加入に係る経費については、受注者の負担とする。

## 6 効果測定及び業務完了報告書の提出について

- (1) 令和6年11月末時点での誘客促進策の実施やイルミネーションの設置による効果を測定するとともに、その後の効果予測も記した「途中経過報告書」を作成し、発注者へ報告すること。
- (2) 業務完了後、誘客促進策の実施やイルミネーションの設置による効果を測定し、「業務完了報告書」を作成して、本業務完了後、詳細に発注者へ報告すること。
- (3) 発注者へ提出する資料については、二次利用が可能な状態で電子データ（Microsoft Word、Excel、Power Point、PDF、写真等）として提出することとする。

## 7 その他

受注者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず発注者と協議すること。また、その他やむを得ない事情により、契約締結後に契約内容を変更する場合、発注者と受注者双方で協議の上その内容を決定するものとする。